平成２５年（フ）第１０７７号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番72―205号
債務者　伊澤　　清
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７８号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番72―205号
債務者　伊澤　榮子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
高知県室戸市佐喜浜町4917番地２
債務者　志賀　和江
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
福岡県小郡市寺福童499番地69
債務者　横田　隆明
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４５号
福岡県久留米市東町479番地１
債務者　森田チカヱ
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４４６号
大分市六坊南町２番81号　みつる荘Ｂ
債務者　中原　健介
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4472番地、前住所宮崎市大橋３丁目164番地　コアマンションルネス大橋902号
債務者　入佐　純一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１９号
宮崎市清武町正手３丁目65番地　リバーサイドマンション201号
債務者　小島　松子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２０号
宮崎市大字恒久5480番地、前住所宮崎市日ノ出町67番地　リバータウン日ノ出501号
債務者　原田　友里（旧姓下薗・小島）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市隼人町見次595番地３　石山ハイツ205
債務者　林　　千秋
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
秋田市飯島松根東町５番50号
債務者　荻原　雪江（旧姓相場）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１号
秋田県男鹿市角間崎字家ノ下139番地
債務者　川村　幸教
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地
債務者　髙崎　博文
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１００号
福岡県田川郡香春町大字中津原1172番地12
債務者　木村　大作
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡県田川郡糸田町1652番地
債務者　木山　修一
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７４号
岩手県北上市さくら通り４丁目７番16号　レオパレスリシャール101、旧住所岩手県北上市黒沢尻１丁目１番69号　クラールラウムＢ棟201号
債務者　藤原　正勝
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第５０６４号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目４番５号
債務者　小川　光平
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６９号
大阪市東淀川区豊新２丁目11番30―603号
債務者　西尾　　舞
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部